

令和8年度

# 学生便覧



釧路市立高等看護学院

◆ 目 次 ◆

I 学院の概要	ページ
1. 設置基準	1
2. 沿革	2
3. 校歌	3
4. 学院教育目的・目標・学年到達目標	4
5. 主要概念	7
6. カリキュラムツリー	8
7. 看護教育課程の構造図	9
II 学 則	
1. 学 則	10
2. 学則の施行に関する細則	17
3. 条 例	27
4. 実習計画	29
5. 本学院の倫理についての考え方	30
6. 本学院の倫理行動指針	31
7. 本学院の情報倫理規定	32
8. 看護教育における倫理指針	33
III 学生心得	
1. 学生心得	34
2. 看護職員養成修学資金あらし	36
3. 入学前の既修得単位の認定について	38
4. 健康管理規程	39
5. 図書管理規程	41
6. 車両通学規則	42
9. 届出様式	43
IV その他	
1. 学院内配置図	48

〔 校章図案説明 〕

外形は、ハートのカタチを図案化したもので、全体として「慈愛」「責任」「奉仕」及び「学問」等のイメージを表現する。

左側上部に釧路市立高等看護学院の略称として「釧看」の文字を入れ、右側にイニシャル「K」を配置する。

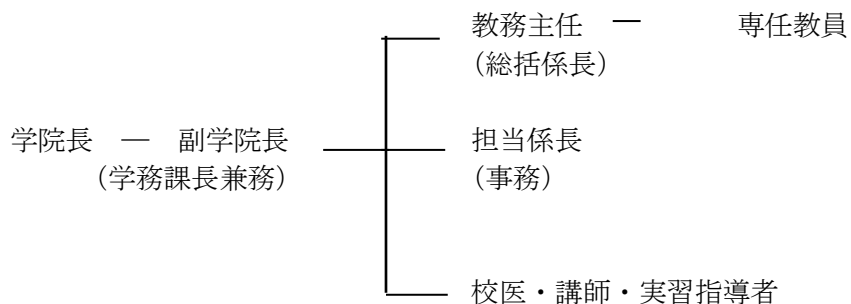
地色は紺色とし、文字と「K」はメタリック、輪郭その他は白とする。

# 設 置 基 準

- 1) 設置主体 釧路市
- 2) 名 称 釧路市立高等看護学院
- 3) 所 在 地 釧路市春湖台1番18号
- 4) 学 則
- (1) 入学資格 学校教育法第90条に該当する者
  - (2) 修業年限 3年
  - (3) 定 員 1学年30名(総数90名)
  - (4) 学 年 4月1日～翌年3月31日
  - (5) 学 期 2期 前期 4月1日～ 9月30日  
後期 10月1日～翌年3月31日
  - (6) 休 業 日 ①土曜日 日曜日  
②国民の祝日に関する法律に規定する休日  
③学院記念日(5月1日)  
④春季休業日(3週間)  
⑤夏季休業日(4週間)  
⑥冬季休業日(4週間)  
⑦その他、特に休業日とすることが必要であると認める日
  - (7) 授業時間 1講 — 45分(1時間)  
1日 — 8講以内  
1週 — 30時間以内

始 業	9:00	～	終 業	17:00
1 講	9:00	～		9:45
2 講	9:55	～		10:40
3 講	10:50	～		11:35
4 講	11:45	～		12:30
5 講	13:30	～		14:15
6 講	14:25	～		15:10
7 講	15:20	～		16:05
8 講	16:15	～		17:00

## (8) 学院運営組織図



# 沿 革

## — 沿 革 と 概 要 —

- 昭和 11 年 4 月 市立釧路病院附属看護婦養成所開設 (卒業生 13 名)
- 昭和 13 年 5 月 市立釧路病院附属乙種看護婦養成所開設  
所在地 釧路市幣舞町 10 番地 養成所所長 滝本庄蔵
- 昭和 26 年 11 月 市立釧路病院火災で校舎焼失、生徒は分院で学ぶ (本院 大町 4 丁目付近第一分院 富士見 3 丁目現富士見交番裏 第二分院 北大通り 5 丁目)
- 昭和 28 年 3 月 市立釧路病院附属乙種看護婦養成所閉所
- 昭和 28 年 4 月 市立釧路病院附属准看護婦養成所開設 第 1 期生 19 名入所  
養成所所長 玉真俊雄 教務主任 菅原ゆき
- 昭和 43 年 3 月 24 日 保健婦助産婦看護婦法第 28 条第 2 項の規定による看護婦養成所として指定される
- 昭和 43 年 4 月 **釧路市立高等看護学院看護婦 2 年課程開設 (定員 30 名)**  
第 1 期生 21 名入学  
所在地 釧路市幣舞町 10 番地 市立釧路総合病院 B 棟に併設  
学院長 本田迪康 副学院長 広瀬正雄  
事務長 名畑正二 教務主任 高橋京子 (鍵本)
- 昭和 43 年 11 月 釧路市立高等看護学院 2 年課程 (各種学校) 認可される。(学校教育法第 83 条第 3 項の規定)
- 昭和 59 年 3 月 市立釧路総合病院附属准看護婦養成所閉所 (卒業総数 571 名)
- 昭和 59 年 9 月 釧路市春湖台 1 番 18 号に校舎新築移転
- 昭和 60 年 1 月 3 年課程認可 (昭和 60 年 1 月 26 日)
- 昭和 60 年 4 月 **釧路市立高等看護学院看護婦 3 年課程開設 (各種学校 定員 30 名)**  
第 1 期生 30 名入学  
学院長 本田迪康 副学院長 渡辺正二  
事務長 佐藤 宏 教務主任 鍵本京子  
※組織改革 市役所市民部健康管理課高等看護学院となる (予防係の一施設として位置付け) (それまでは市立病院看護課)
- 昭和 62 年 3 月 看護婦養成 2 年課程第 18 期生 28 名の卒業を以て閉科 (2 年課程指定取り消し 卒業総数 407 名)
- 昭和 63 年 4 月 第 2 代学院長 伊藤勇市就任
- 平成 2 年 4 月 カリキュラム改正 (平成 2 年 4 月入学 第 6 期生から実施)  
第 3 代学院長 川村幸次郎就任
- 平成 3 年 4 月 第 4 代学院長 谷藤順士就任
- 平成 7 年 2 月 **学校教育法第 82 条の 8 項の規定による専修学校認可 (平成 7 年 2 月 23 日)**
- 平成 7 年 4 月 校歌完成 (作詞 佐藤義雄氏 作曲 鹿内 直氏) 11 期生入学式で披露する
- 平成 7 年 11 月 3 年課程 10 周年を節目として記念誌発刊
- 平成 8 年 9 月 保健婦助産婦看護婦学校養成指定規定の一部改正する省令が公布
- 平成 9 年 4 月 カリキュラム改正 (平成 9 年入学 13 期生から実施)
- 平成 9 年 8 月 カリキュラム改正に伴い 3 年計画で学内の改築開始  
平成 9 年度在宅看護実習室・ゼミナール室設置
- 平成 10 年 4 月 専任教員 8 名 (厚生省指定)  
※組織改革 市役所保健福祉部健康推進課高等看護学院となる
- 平成 10 年 10 月 釧路市立高等看護学院創立 30 周年記念事業実施  
記念式典 (平成 10 年 10 月 31 日) 記念講演・記念誌発刊 情報科学実習室設置
- 平成 11 年 10 月 学生寮廃止し、物品庫・書庫・学生更衣室に改造
- 平成 14 年 4 月 ※組織改革 保健福祉部高等看護学院となる (課に昇格)
- 平成 15 年 4 月 第 5 代学院長 吉田豊就任
- 平成 18 年 4 月 ※組織改革 こども保健部高等看護学院課となる
- 平成 21 年 4 月 カリキュラム改正 (平成 21 年入学 25 期生から実施)
- 平成 22 年 4 月 ※組織改革 市立釧路総合病院高等看護学院課となる
- 平成 23 年 4 月 第 6 代学院長 飯塚桂司就任
- 平成 29 年 4 月 第 7 代学院長 米澤和彦就任
- 平成 31 年 4 月 第 8 代学院長 足立憲昭就任
- 令和 2 年 4 月 新校舎移転
- 令和 4 年 4 月 カリキュラム改正 (令和 4 年度入学 38 期生から実施)
- 令和 5 年 4 月 第 9 代学院長 今泉俊雄就任
- 令和 7 年 4 月 第 10 代学院長 中村裕之就任

釧路市立高等看護学院校歌

作詞 佐藤 義雄  
作曲 鹿内 直



いた の ー ちか なで る ミ ズ ー バ ショー  
た い へ い よ う ー の し お ー の か ー  
せ つ げ ん を ま ー う タ ン ー チ ョウー



ウ し つ げ ん さ ん ー か よ み ー が えり  
との し き ー を お り な す は る ー と り  
の き よ ら な す が ー た む ね ー に ひ



り かんごを めざす ステージに たーてるひとみに  
こ めぐみの おかに はぐくまれ ナー スキャップの  
め どうとき いのち ささえあう みとりのひーびに



ひかりあ りとも に はげも う  
ほこりも ちうけつ ぎ ゆこー  
かかると に じあす を めざそ う  
あ あ ー しゅんこだ



い ま な び ー の そ ー に のちさ ぞか ー み あ  
か か ー い あ  
あ



れ  
れ  
れ

三、

二、

一、

雪原を舞う タンチョウの  
清らかな姿 胸に秘め  
尊きいのち 支え合う  
みどりの日々にかか  
明日をめぐそう  
ああ 春湖台  
学びの園に 栄えあれ

太平洋の潮の香と  
四季を織りなす春採  
恵みの丘に はぐくま  
ナースキャップの誇り  
受け継ぎよう  
ああ 春湖台  
学びの園に 誓いあれ

いのち奏でるミズバシ  
湿原讃歌 よみがえり  
看護をめぐすステージ  
立てるひとみに光りあ  
ともに励もう  
ああ 春湖台  
学びの園に 望みあれ

校歌 1995年(平成7年)3月、3年課程10周年を記念してつくり、同年4月11日、第11期生入学式で披露した。

# 釧路市立高等看護学院教育目的・目標

## 理 念

科学的思考を基盤とした看護の実践力、保健・医療・福祉全般にわたる広い視野、豊かな人間性を備えた人材を育成する。

## 教育目的・目標

### 1. 教育目的

看護師として必要な知識及び技術を習得し、豊かな人間性と倫理観を養い、専門職業人としての自覚と責任を持ち、地域医療の充実に貢献し得る看護師を育成する。

### 2. 教育目標

- 1) 看護の対象である人間を多面的に把握し、統合的に理解できる能力を養う。
- 2) 人間のライフサイクルにおける健康の意義を理解し、あらゆる健康のレベルに対応できる能力を養う。
- 3) 看護の基礎的知識、技術を習得し、看護職としての基本的態度を身につける。
- 4) 保健・医療・福祉の概念を理解し、チーム医療における看護の役割と責任を果たせる能力を養う。
- 5) 専門職業人として主体的に学習を継続し、研究的態度を養う。

## 学年到達目標

- 1 学 年
  1. 健康的な生活習慣を確立する。
  2. 問題意識をもって、ものごとを考えられる。
  3. 自主的に学ぶ姿勢と感性を養う。
  4. 看護概念及び基礎的看護技術を習得する。
  5. 研究の基礎を学ぶ。
- 2 学 年
  1. 保健・医療・福祉を取り巻く社会状況に関心をもつことができる。
  2. 医療従事者としての自覚をもち、相手の人格を尊重したかかわりができる。
  3. 看護の対象を理解し、基本的な看護過程の展開ができる。
  4. 看護研究を展開できる。
- 3 学 年
  1. 自己の看護観を明らかにし、看護者としての姿勢を確立する。
  2. 看護の責任を果たせるよう、保健・医療・福祉の中での看護の位置づけ、役割を自覚できる。
  3. 主体的に研究を継続する態度を養う。

## 釧路市立高等看護学院の教育方針

釧路市立高等看護学院(以下本学院とする)では、教育理念に基づいて、実践力があり、地域医療に貢献できる人材の育成を目指しています。

教育理念の実現に向けて、各学年での到達目標を掲げ、卒業時までには何をどのように学び、何を身につけるとよいかという観点から、本学院の特色をふまえたアドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)、カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)、ディプロマポリシー(期待される卒業生像)を策定しています。

## アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

本学院は、教育理念・目的に基づいて、高等学校での教育段階までに次のような資質を身につけた人を受け入れます。

1. 自己をふり返り、誠実な行動ができる人
2. 看護師になり地域に貢献する強い意志をもつ人
3. 基礎学力を有し、主体的に学ぶ意欲のある人
4. 人への思いやりの心を持ち、人間関係を構築できる人
5. 自己の考えを表現し、他者の考えにも耳を傾け行動できる人
6. 生活を整え、心身ともに自己管理できる人

## カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学院では、ディプロマポリシーを達成するために、以下のような方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

1. 科学的根拠に基づく看護実践の基盤として、基礎的および専門的な知識を学習できる科目を配置する。
2. 社会の変化に目を向け、多様な文化や価値観に触れ看護の対象の理解を深められる科目を配置する。
3. 看護への関心を高め、問題や課題を自ら発見、探求することができ、生涯にわたり自己研鑽できる力を養成する科目を配置する。
4. 1年次から地域・在宅看護論や健康支援の履修、更に地域・在宅看護実習を行うことで、地域包括ケアシステムを系統的に学ぶことができるよう科目を配置する。
5. 臨地実習では、多くの経験を通して他者と信頼関係を築くことや、看護職としての態度を養うための科目を配置する。
6. 臨地実習や演習で多くの事例やシミュレーションなどを活用し、実践能力が高められる科目を配置する。
7. 看護を学ぶうえで必要な基礎分野、専門基礎分野、専門分野、それぞれにおいて、学年毎に積みあがるような科目を配置している。

### ◎基礎分野

幅広いものの見方、考え方、人間を理解するための素地を学ぶため哲学、社会学、心理学、教育学、行動科学などのほか、コミュニケーションや日本の文化、情報科学などの科目を配置している。また、体力や精神力や協調性を身につけるため、保健体育を1年次と2年次にも科目として配置している。

### ◎専門基礎分野

看護の対象である人体の構造を理解し、疾病の成り立ちと回復の促進を関連付け、臨床判断力などに必要な基礎的能力を強化するための科目を配置している。

解剖生理学では導入の時間を設け、事前に調べ学習などをして講義をより理解できるような内容としている。

また、健康支援という科目を設定し、地域で暮らす人々が健康に生活する視点を養い、心の健康や発達など理解できるような内容とし、専門分野につなげている。

### ◎専門分野

基礎看護学では対象を理解し、人間関係を築くための能力の習得や原理原則を踏まえた基礎的な看護技術を演習などを通して習得する内容としている。成人臨床看護Ⅰ～Ⅳでは、最後にまとめとして演習を取り入れ、臨床実践能力の強化を図っている。

地域・在宅看護論では、地域包括システムの中でその役割を遂行できる看護師の養成を目指している。1年次より地域で生活している人が対象であることを意識するために臨地実習を配置している。また対象や療養の場の多様化により多職種との連携やマネジメントの視点なども強化する内容としている。更に看護における倫理観を養うための科目も配置している。更にそれぞれの領域において看護過程について学修する科目を配置している。

看護の実践と統合では、自然災害が多い国土の特徴や気候変動などの影響により、被災病者へ医療・看護が必要であり、それを学ぶ災害看護という科目を配置している。

## ディプロマポリシー（期待される卒業生像）

本学院は、教育理念・目的に基づいて、以下のような能力を身につけ、所定の単位を取得した学生に、卒業を認定し、専門士の称号を付与します。

1. 人間を尊い存在として幅広く理解する能力を身につけることができる。
2. 対象に関心を持ち、良好な人間関係を築くことができる。
3. 科学的根拠に基づき、安全安楽な看護を実践することができる。
4. 社会の変化に目を向け、地域で暮らす人々への支援を行うことができる。
5. 看護への関心を高め、探求心を持ち続けることができる。

# 主 要 概 念

	概 念
人 間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体的、精神的、社会的に統合された存在である。</li> <li>2. 人間は、自然環境及び社会環境との相互作用のなかで生活し、絶えず変化している存在である。</li> <li>3. 人間は成長発達し続ける存在である。</li> <li>4. 人間は、感情、理性、思考能力をもち、様々なニーズを充足しながら行動している。</li> <li>5. 人間は尊厳を有する存在である。</li> </ol>
環 境	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境とは人間を取り巻くすべてを指し、社会的環境、自然的環境、文化的環境に大きく分ける。</li> <li>2. 環境は人間と相互作用し合って、人間の健康に影響を与えている。</li> </ol>
健 康	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康とは身体的、精神的、社会的にバランスがとれている状態であり、自分の能力を最大限に発揮できる状態である。</li> <li>2. 健康は個体要因と環境的要因との相互作用により成り立ち、常に流動的に変化する。</li> <li>3. 健康は個別的なものであり、自らの責任によって作りだされるものであると同時に、社会システムとして保障されなければならない。</li> </ol>
看 護	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護は人間を対象として、対象との相互関係によって成り立つ。</li> <li>2. 看護は個々の健康の保持、増進、健康の回復（安らかな死）を目的とし、基本的ニーズの充足、自立（セルフケア）への援助を行う。</li> <li>3. 看護は対象の健康上の問題を判断し、個別に解決していくプロセスである。</li> <li>4. 看護はヒューマニズムにもとづく実践の科学であり、アートである。</li> <li>5. 看護は保健、医療、福祉チームの一員としての独自の機能と役割を担うものである。</li> <li>6. 看護は社会変動のニーズに対応するものである。</li> </ol>
学 習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学習とは、学習者が主体的に経験を生かし、自己成長していく過程であり、内発的動機づけで促進されるものである。</li> <li>2. 教育とは、学習者が自己成長できるよう、個人の成長、発達の潜在能力を最大限に引き出すよう、学習環境を整えることである。</li> <li>3. 学習者と教育者はともに影響し合い向上する。</li> <li>4. 学習者は、専門職として将来にわたって自己啓発に努める責任がある。</li> </ol>

# カリキュラムツリー

DP

1.人間を尊い存在として幅広く理解する能力を身につけることができる。

2.対象に関心を持ち、良好な人間を築くことができる。

3.科学的根拠に基づき、安全安楽な看護を実践することができる。

4.社会の変化に目を向け、地域に暮らす人々への支援を行うことができる。

5.看護への関心を高め、探求心を持ち続けることができる。

3年

臨地実習（総合、成人Ⅲ、母性、小児、精神、地域・在宅Ⅲ・Ⅳ）

<専門分野> 看護管理、看護実践と医療安全、災害看護と国際看護、看護研究

<専門分野> 地域・在宅看護方法論Ⅲ、精神臨床看護Ⅱ、精神看護過程

<基礎科目>  
行動科学

<専門基礎分野>  
社会福祉、関係法規、保健医療論

2年

臨地実習（基礎看護学実習Ⅱ、成人老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ、地域・在宅看護実習Ⅱ）

<専門分野>

臨床看護総論 地域・在宅看護看護概論Ⅱ 成人臨床看護Ⅰ～Ⅳ 小児臨床看護Ⅰ・Ⅱ 母性看護学概論、精神看護学概論  
 地域・在宅看護方法論Ⅰ・Ⅱ 成人看護過程 小児看護過程 母性臨床看護Ⅰ・Ⅱ 精神臨床看護Ⅰ  
 地域・在宅看護過程 認知症の看護 母性看護過程

<基礎科目>  
英語Ⅱ、情報科学、保健体育Ⅱ、教育学

<専門基礎分野>  
薬理学・治療と検査

<専門基礎分野>  
公衆衛生学

<専門分野>  
看護研究方法論Ⅱ

1年

臨地実習（基礎看護学実習Ⅰ-1、Ⅰ-2、地域・在宅看護実習Ⅰ）

<専門分野>

看護学概論、看護倫理、基礎看護学方法論Ⅰ～Ⅶ、看護過程

<専門基礎分野>

解剖生理学、生化学、病理学、栄養学、微生物学、疾病治療論

<専門基礎分野>

健康支援

<専門分野>

看護研究方法論Ⅰ

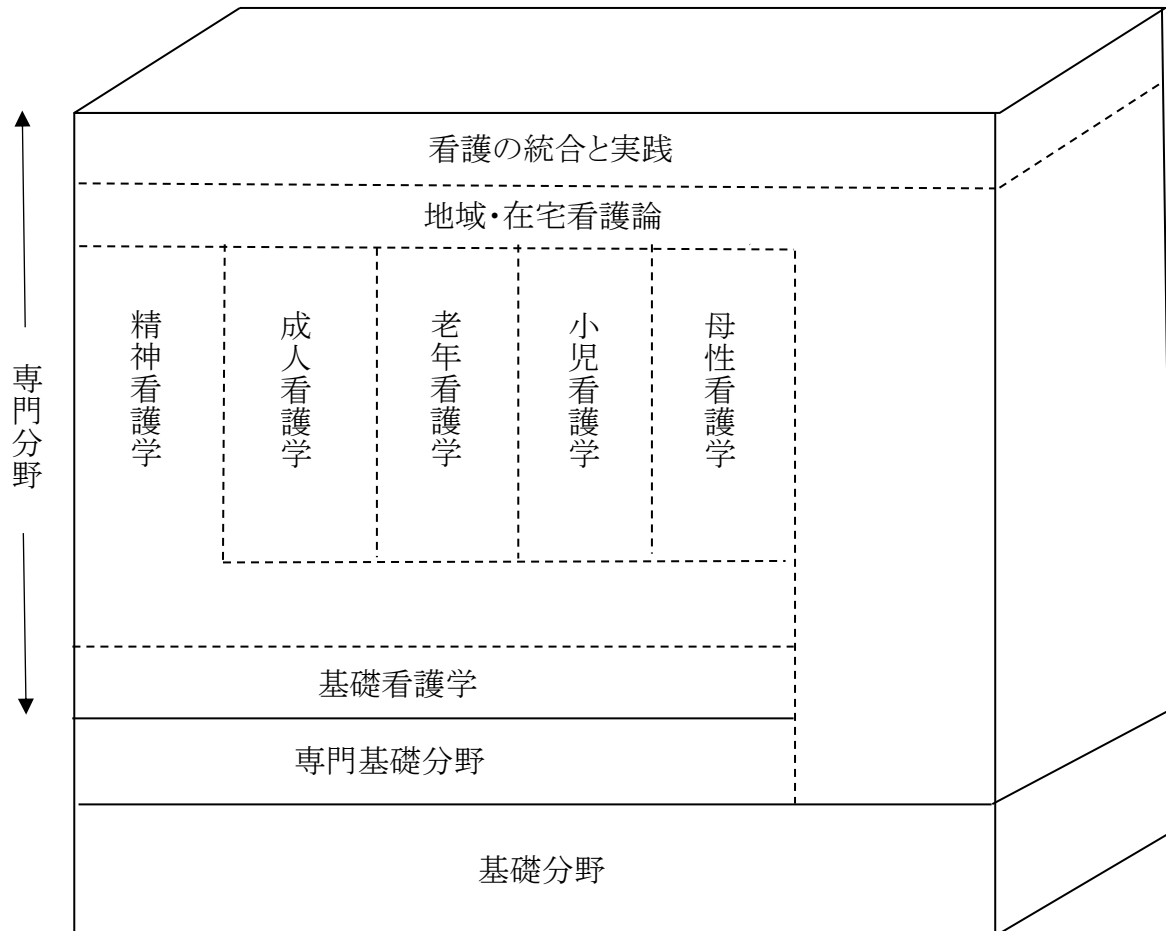
<基礎科目>

哲学 社会学 コミュニケーション  
 心理学 英語Ⅰ 文章表現  
 保健体育Ⅰ 日本の文化

<専門分野>

成人・老年・小児看護学概論、老年臨床看護、老年看護過程、地域・在宅看護概論Ⅰ

# 看護教育課程の構造図



基礎分野は、幅広いものの見方、考え方、そして看護職に必要な人間の理解につながる分野であり、専門基礎分野、専門分野の基礎として土台に位置付けた。

専門基礎分野は、看護を学ぶ上での基礎となるため次の段階の土台と考えた。

看護学の基盤を基礎看護学とし、各看護学に共通した要素として精神看護学をおき、小児・母性・成人・老年看護学を並立させ、それぞれ関連しあっていることを表現している。地域・在宅看護論は、各看護学、更に社会支援とのかかわりも深く専門基礎分野と関係していることを表している。

上部に看護の統合と実践をおき、これまで学んできた知識・技術を統合した看護を実践することを表現している。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 教育課程（第7条）
- 第3章 入学、休学、復学及び退学（第8条—第18条）
- 第4章 賞罰（第19条・第20条）
- 第5章 学習評価及び卒業の認定等（第21条・第22条）
- 第6章 受験料、入学料及び授業料（第23条—第29条）
- 第7章 職員（第30条）
- 第8章 雑則（第31条—第33条）

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 釧路市立高等看護学院（以下「学院」という。）は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき、看護師として必要な専門的知識及び技能を習得させるとともに、豊かな人間性を養い、医療及び公衆衛生の普及向上に寄与することを目的とする。

## (名称及び位置)

第1条の2 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
釧路市立高等看護学院	釧路市春湖台1番18号

## (課程及び学科)

第2条 学院には、3年課程の看護科を置く。

## (学生の定員及び修業年限)

第3条 学生の総定員は90人とし、各学年の定員は30人とする。

2 学院の修業年限は、3年とする。

## (学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

## (休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学院記念日
- (4) 春季休業日 3月下旬から4月上旬までの間において引き続き3週間
- (5) 夏季休業日 7月下旬から8月下旬までの間において引き続き4週間
- (6) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月中旬までの間において引き続き4週間
- (7) その他特に休業日とすることが必要であると認める日

2 前項第3号から第7号までに掲げる休業日の期日又は期間は、釧路市立高等看護学院院长（以下「学院院长」という。）が定める。

3 学院院长は、第1項の規定にかかわらず、学生の教育上特に必要があると認めるときは、休業日を授業日とすることができる。

## (授業始終の時刻)

第6条 授業始終の時刻は、学院院长が定める。

## 第2章 教育課程

## (授業科目及び単位数)

第7条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。ただし、学院院长が必要があると認めるときは、単位数に係る時間数を増加することができる。

### 第3章 入学、休学、復学及び退学

#### (入学資格)

第8条 学院の入学資格者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

#### (受験手続)

第9条 入学を志願する者は、次の書類に受験料を添えて、所定の期日までに学院長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 最終学校調査書
- (4) 写真（出願前3か月以内に撮影した無帽、正面及び上半身の写真で名刺型のもの）

#### (入学試験)

第10条 入学を志願する者には、次の試験を行う。

- (1) 学力試験
- (2) 面接試験

#### (入学の許可)

第11条 学院長は、入学試験の合格者に対して入学の許可をする。

#### (入学手続)

第12条 入学を許可された者は、指定した期日までに、保証人2人が連署した誓約書を学院長に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 学生は、第1項の保証人を変更し、又は保証人の職業若しくは住所に変更があったときは、直ちに学院長に届け出なければならない。

#### (転入学)

第13条 学院長は、転入学を志望する者があるときは、学生の定員に欠員のある場合に限り、学科及び実習の履修程度に応じて相当学年に転入させることができる。

- 2 第8条から前条までの規定は、前項の規定により転入学しようとする者について準用する。

#### (欠席の届出)

第14条 学生は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、速やかにその理由を学院長に届け出なければならない。この場合において、欠席が病気のため7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

#### (休学)

第15条 学生は、病気その他やむを得ない理由により引き続き1か月以上休学しようとするときは、保証人と連署のうえ、その旨を学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合において、休学が病気によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学の期間は、1か月以上1年以内とする。ただし、学院長がやむを得ない事情があると認めるときは、更に1年間その期間を延長することができる。

#### (復学)

第16条 休学中の学生が復学しようとするときは、学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

#### (転学)

第17条 学生は、転学を志望するときは、保証人と連署のうえ、その旨を学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

#### (退学)

第18条 学生は、病気その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、保証人と連署のうえ、その旨を学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合において、退学が病気によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

### 第4章 賞罰

#### (表彰)

第19条 学院長は、成績優秀かつ素行善良であって、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第20条 学院長は、次の各号のいずれかに該当する学生を懲戒処分することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けたにもかかわらず、なお納入しない者

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

第5章 学習評価及び卒業の認定等

(学習評価)

第21条 成績は、学科成績及び実習成績を総合して評価する。

2 成績は、1科目を100点満点とし、60点以上を合格とし、単位の取得を認める。

3 学院長は、学院に入学する前に習得した単位の認定について学生から申請を受けた場合において、その学習内容が学院における教育内容に相当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、学院における単位として認定することができる。

4 学科試験の成績が合格点数に達しない者は、その科目につき再試験を受けることができる。

5 学科試験に欠席した者で学院長がその欠席理由についてやむを得ないと認めたものは、追試験を受けることができる。

(卒業の認定等)

第22条 学院長は、第3条第2項に規定する期間以上在学した者で出席日数が出席すべき日数の3分の2以上に達し、かつ、所定の単位を取得したものに対し、卒業の認定を行う。

2 学院長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与するとともに、専門士（医療専門課程）と称することを認める。

第6章 受験料、入学料及び授業料

(受験料、入学料及び授業料)

第23条 受験料、入学料及び授業料は、釧路市立高等看護学院条例（平成17年釧路市条例第143号）の定めるところによる。

(受験料、入学料及び授業料の納期)

第24条 受験料、入学料及び授業料の納期は、次のとおりとする。

- (1) 受験料 入学の志願の際
- (2) 入学料 入学した日から10日以内
- (3) 授業料

第1期（4月から6月までの分） 4月20日から同月末日まで

第2期（7月から9月までの分） 7月20日から同月末日まで

第3期（10月から12月までの分） 10月20日から同月末日まで

第4期（1月から3月までの分） 1月20日から同月末日まで

2 前項の納期後に納付義務の生じた場合における授業料の納期は、当該納付義務の生じた日からその日の属する月の末日までとする。

(休学等の場合における授業料)

第25条 学生が月の途中で転学し、退学し、又は死亡した場合において、その月に出席した日がないときは、その月分の授業料は徴収しない。

2 休学又は停学が月のすべてにわたるときは、その月分の授業料は徴収しない。

(入学料等の減免)

第26条 市長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により入学料及び授業料の減免を行うものとする。

2 市長は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料について当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 授業料を負担する者が地震、風水害その他の自然災害又は火災（以下「災害」という。）により死亡した場合 全額
- (2) 学生又は授業料を負担する者が災害によりその居住する住宅が全焼、全壊、流失又は埋没した場合 全額
- (3) 学生又は授業料を負担する者が災害によりその居住する住宅が半焼、半壊、半流失、半埋没又は床上浸水した場合 半額
- (4) その他市長が特に必要と認める場合 全額又は半額

(入学料等の返還)

第27条 次の各号に掲げる場合には、第29条本文の規定にかかわらず、当該各号に定める入学料又は授業料を返還する。

- (1) 第25条に規定する場合において、既にその月分の授業料が納入されているとき その月分の授業料
- (2) 前条の規定により入学料又は授業料の減免を行う場合において、既に当該減免前の額による入学料又は授業料が納入されているとき 既に納入された入学料又は授業料のうち当該減免後の入学料又は授業料の額を上回る額

(入学料等の徴収猶予)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学料又は授業料(第3号にあっては、授業料に限る。)について当該各号に定める期間その徴収を猶予することができる。

- (1) 学生又は入学料若しくは授業料を負担する者が入学料又は授業料の減免の申請をしている場合 授業料の減免の可否の決定までの期間
- (2) 学生又は授業料を負担する者が奨学金の貸与を申請している場合 奨学金の貸与の可否の決定までの期間
- (3) 授業料を負担する者が災害、不慮の事故又は疾病等により納期限までに授業料を納入することが困難な場合 市長が定める期間

(受験料等の返還)

第29条 既に納入した受験料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## 第7章 職員

(職員)

第30条 学院に学院長、副学院長、教務主任、専任教員その他必要な職員を置く。

## 第8章 雑則

(健康診断)

第31条 学院長は、学生に対し、1年に2回以上健康診断を実施する。

(運営会議)

第32条 学院の運営の円滑化を図るため、運営会議を置くものとする。

(委任)

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市立高等看護学院学則(昭和62年釧路市規則第38号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第54号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者について適用し、平成21年3月31日において在籍し、かつ、施行日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年10月22日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月31日規則第34号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者について適用し、平成26年3月31日において在籍し、かつ、施行日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第17号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者について適用し、令和4年3月31日において在籍し、かつ、施行日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

授業科目及び単位数

教育内容		授業科目	単位数	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	哲学	1	30	
		教育学	1	30	
	人間と生活・社会の理解	情報科学	1	30	
		心理学	1	30	
		社会学	2	30	
		行動科学	1	30	
		英語 I	1	30	
		英語 II	1	15	
		保健体育 I	1	30	
		保健体育 II	1	15	
		文章表現	1	30	
		コミュニケーション	1	15	
		日本の文化	1	15	
		小計			14
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学 I	1	30	
		解剖生理学 II	1	15	
		解剖生理学 III	1	15	
		解剖生理学 IV	1	15	
		解剖生理学 V	1	15	
		解剖生理学 VI	1	15	
		生化学	1	30	
		疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	30
			微生物学	1	30
			薬理学	1	30
			栄養学	1	30
	治療と検査		1	30	
	疾病治療論 I		1	30	
	疾病治療論 II		1	15	
	疾病治療論 III		1	30	
	疾病治療論 IV		1	30	
	疾病治療論 V		1	30	
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学	1	15	
		健康支援	1	30	
		社会福祉	2	30	
		関係法規	1	30	
		保健医療論	1	15	
		小計			23
専門分野		基礎看護学	看護学概論	1	30
	看護倫理		1	15	

		看護過程	1	30
		基礎看護学方法論Ⅰ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅱ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅲ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅳ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅴ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅵ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅶ	1	30
		臨床看護総論	1	30
		看護研究方法論Ⅰ	1	15
		看護研究方法論Ⅱ	1	30
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論Ⅰ	1	15
		地域・在宅看護概論Ⅱ	1	30
		地域・在宅看護過程	1	15
		地域・在宅看護方法論Ⅰ	1	15
		地域・在宅看護方法論Ⅱ	1	30
		地域・在宅看護方法論Ⅲ	1	15
	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人臨床看護Ⅰ	1	30
		成人臨床看護Ⅱ	1	30
		成人臨床看護Ⅲ	1	30
		成人臨床看護Ⅳ	1	30
		成人看護過程	1	15
	老年看護学	老年看護学概論	1	30
		老年臨床看護	1	30
		老年看護過程	1	15
		認知症の看護	1	15
	小児看護学	小児看護学概論	1	30
		小児臨床看護Ⅰ	1	30
		小児臨床看護Ⅱ	1	30
		小児看護過程	1	15
	母性看護学	母性看護学概論	1	30
		母性臨床看護Ⅰ	1	30
		母性臨床看護Ⅱ	1	30
		母性看護過程	1	15
	精神看護学	精神看護学概論	1	30
		精神臨床看護Ⅰ	1	30
		精神臨床看護Ⅱ	1	30
		精神看護過程	1	15
	看護の統合と実践	看護管理	1	15
		看護実践と医療安全	1	30
		災害看護・国際看護	1	15
		看護研究	1	30
	臨地実習			
	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ—1	1	45
		基礎看護学実習Ⅰ—2		
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護実習Ⅰ	1	30
		地域・在宅看護実習Ⅱ	1	30
		地域・在宅看護実習Ⅲ	1	45
		地域・在宅看護実習Ⅳ	2	90
	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90
		成人看護学実習Ⅱ	2	90
		成人看護学実習Ⅲ	2	90

	老年看護学	老年看護学実習	2	90
	小児看護学	小児看護学実習	2	90
	母性看護学	母性看護学実習	2	90
	精神看護学	精神看護学実習	2	90
	看護の統合と実践	総合実習	2	90
	小計		69	2,190
総計			106	3,060

備考 単位数の計算は、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習（臨地実習を含む。）及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

## 釧路市立高等看護学院学則施行細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、釧路市立高等看護学院学則（以下「学則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(授業始終の時刻)

第 2 条 学則第 6 条の規定により釧路市立高等看護学院長（以下「学院長」という。）が定める授業終始時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前 9 時 0 0 分
  - (2) 終業時刻 午後 5 時 0 0 分
- 2 前項の規定にかかわらず、学院長が特に必要があると認めるときは、授業始終の時刻を変更することができる。

(各学年における単位数等)

第 3 条 各学年における授業科目、単位数及び時間数並びに 1 単位ごとの時間数及び授業区分は、学則別表備考に規定する基準により別表に定めるとおりとする。

(授業時間等)

第 4 条 授業時間は、1 時限につき 4 5 分とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学院長が特に必要と認めるときは、授業時間を変更することができる。

(授業への出席)

第 5 条 授業への出席は、3 0 分以上の時間の出席をもって 1 時限に出席したものとみなす。

(授業の欠席の届出)

第 6 条 学則第 1 4 条の規定による欠席の届出は、欠席届（第 1 号様式）により届け出なければならない。

- 2 やむを得ない理由により、欠席する前に前項の届出をすることができないときは、口頭又は電話により、教務に欠席する旨を連絡し、後日において前項の届出をしなければならない。

(特別の理由による欠席)

第 7 条 次の理由による欠席の日数及び時間数は、学則第 2 2 条第 1 項の出席すべき日数並びに学則施行細則第 1 7 条第 1 項及び第 1 8 条第 1 項の出席すべき授業時間数に含まないものとする。

- (1) 天災、事故等による交通遮断
- (2) 天災、事故等による居住家屋の滅失、損壊等
- (3) 証人、鑑定人、参考人等としての裁判所、地方公共団体その他官公署への出頭
- (4) 次条各号に定める親族の死亡
- (5) その他不可抗力の理由
- (6) 学院長が、相応の理由と認めた場合

(忌引きによる欠席)

第 8 条 次の各号に掲げる者が死亡したときは、当該各号に定める日数の範囲内で欠席を認めるものとする。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 配偶者  | 1 0 日 |
| (2) 父母   | 7 日   |
| (3) 子    | 7 日   |
| (4) 祖父母  | 5 日   |
| (5) 兄弟姉妹 | 5 日   |

(6) 孫	3日
(7) 子の配偶者	3日
(8) 曾祖父母	2日
(9) 伯叔父母又はその配偶者	2日
(10) 甥、姪	2日
(11) 配偶者の父母	5日
(12) 配偶者の祖父母	3日
(13) 配偶者の兄弟姉妹	3日
(14) 配偶者の伯叔父母	2日
(15) 配偶者の甥、姪	2日
(16) その他の同居親族	2日

(保証人変更届出)

第 9 条 学則第 1 2 条第 3 項の規定による保証人の変更又は保証人の職業若しくは住所の変更の届出は、保証人変更届（第 2 号様式）により届け出なければならない。

(休学の願出)

第 1 0 条 学則第 1 5 条第 1 項の規定による休学の願出は、休学願（第 3 号様式）により願出なければならない。

(復学の願出)

第 1 1 条 学則第 1 6 条の規定による復学の願出は、復学願（第 4 号様式）により願出なければならない。

(転学の願出)

第 1 2 条 学則第 1 7 条の規定による転学の願出は、転学願（第 5 号様式）により願出なければならない。

(退学の願出)

第 1 3 条 学則第 1 8 条の規定による退学の願出は、退学願（第 6 号様式）により願出なければならない。

(願出の許可)

第 1 4 条 学院長は、第 1 0 条から前条までの願出を許可したときは、許可書（第 7 号様式）を交付するものとする。

(表彰等)

第 1 5 条 学則第 1 9 条の規定による学生の表彰は、表彰状の授与により行うものとする。

- 2 表彰を公正かつ適正に行うため、釧路市立高等看護学院学生表彰審議会（以下「表彰審議会」という。）を設置する。
- 3 表彰審議会は、学院長、副学院長、教務主任、専任教員及び学院長が委嘱する者をもって組織する。

(単位の取得)

第 1 6 条 単位の取得は、各学年の終了時において、授業科目ごとに次条又は第 1 8 条に定める評価に基づき、学院長が認定するものとする。

- 2 別表基礎分野の項に掲げる授業科目について、大学等において同等の授業科目を既に修得していると学院長が認める者については、本人からの申請（第 1 0 号様式）に基づき、当該授業科目の単位を取得したものとみなすことができる。

(学科の評価方法)

第 1 7 条 授業科目のうち授業区分が講義、演習、実技又は実験であるもの（以下「学科」という。）については、出席すべき授業時間数の 3 分の 2 以上出席し、かつ、講義終了後に行う試験（以下「学科試験」という。）の成績が C 判定（判定基準は表に記す）以上の合格点に達した者に対し、単位を与えるものとする。

評価点	成績評価
80～100	A
70～79	B
60～69	C
59以下	D

- 2 学科試験は、各学科の講師ごとに行うものとし、1試験につき100点を満点とし、60点を合格点C判定とする。
- 3 1学科について複数の学科試験を行ったときは、それらの平均点(1点未満の端数があるときは、小数点第2位を四捨五入する。)により評価するものとする。
- 4 疾病その他やむを得ない理由により、学科試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。この場合においては、得点から2割を減じた点数により評価するものとする。
- 5 前3項の規定による試験の評価の結果、C判定に達しない者については、再試験を行うことができる。
- 6 前4項、5項に規定する試験を受けようとする者は、試験願(第8号様式)を提出しなければならない。
- 7 出席すべき授業時間数の3分の2に出席時間数が満たない者については、学院長がやむを得ない理由があると認めるときは、講義、レポートの提出等をもって補習とし、欠席した授業への出席に代えることができる。

(実習の評価方法)

- 第18条 授業科目のうち臨地実習(以下「実習」という。)については、出席すべき授業時間数の3分の2以上に出席し、評価点がC判定以上の合格点に達した者に対し、単位を与えるものとする。
- 2 授業科目ごとの評価は、100点を満点とし、60点を合格点C判定とする。
  - 3 前2項の規定による評価の結果、C判定に達しない者については、評価内容を勘案したうえで再実習を行い、再評価することができる。
  - 4 出席すべき授業時間数の3分の2に出席時間数が満たない者については、再実習をすることができる。但し、学院長が認めるときは、欠席した時間の補習実習を行い、欠席した実習への出席に代えることができる。
  - 5 前4項に規定する再実習又は補習実習を受けようとする者は再実習・補習実習願(第9号様式)を提出しなければならない。

(単位未取得が生じた場合)

- 第19条 当該年度において単位未取得が生じた場合は、次年度再履修をし、出席すべき授業時間数の3分の2以上の出席をもって学科試験を受けることができる。
- 2 実習においても前項に準ずるが、基礎看護学実習さらに専門分野の実習単位を取得しなければ、総合実習に進むことはできない。
  - 3 取得できなかった単位があるときは、当該単位を1年以内に取得しなければならない。

(卒業の認定を受けるために必要な単位)

- 第20条 卒業の認定を受けるためには、別表学年合計の項に定める単位数のすべてを取得しなければならない。

(単位の認定及び卒業の審議)

- 第21条 学院長は、当該年度の取得単位及び卒業の認定について審議するため、学院運営委員会を招集する。

(卒業の延期)

- 第22条 未取得単位数によっては本人の選択により当該年次に1年とどまることができる。又、卒業を認定しないこととした学生についても、1年限りとどまることができる。
- 2 前項の場合において、当該年度のすべての講義を受講することが望ましい。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の規定は、平成9年度以降に入学する者について適用し、平成9年3月31日において在籍し、同年4月1日以降引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

(施行期日)

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

この細則は、平成15年11月1日から施行する。

この細則は、平成17年7月1日から施行する。

この細則は、平成17年9月15日から施行する。

(施行期日)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者について適用し、平成21年3月31日において在学し、かつ、施行日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

(施行期日)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、令和2年11月19日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者について適用し、令和4年3月31日において在学し、かつ、施行日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

(施行期日)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条、第16条、第19条、第20条関係）

釧路市立高等看護学院の授業科目の単位数及び時間数

科目	1 学 年						2 学 年						3 学 年						
	前 期			後 期			前 期			後 期			前 期			後 期			
	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	
基礎分野	哲学	1	30	講義30			1	30	講義30										
	教育学						1	30	講義30										
	情報科学	1	30	講義30			1	30	講義30										
	心理学				2	30	講義30												
	社会学									1	30	講義30							
	行動科学																		
	英語 I				1	30	講義30												
	英語 II							1	15	講義15									
	保健体育 I	1	30	実技30				1	15	実技15									
	保健体育 II							1	15	実技15									
	文章表現	1	30	講義30															
コミュニケーション				1	15	講義15													
日本の文化				1	15	講義15													
小計	4	120		5	90		4	90		0	0		1	30		0	0		
専門基礎分野	解剖生理学 I (導入、総論、骨筋系、脳神経系)	1	30	講義30															
	解剖生理学 II (導入、呼吸器系、循環器系)	1	15	講義15															
	解剖生理学 III (導入、血液・リンパ系、内分泌・代謝系)	1	15	講義15															
	解剖生理学 IV (導入、消化器系、腎・泌尿器系)	1	15	講義15															
	解剖生理学 V (導入、感覚器系眼・耳・皮膚、女性生殖器系)	1	15	講義15															
	解剖生理学 VI				1	15	講義15												
	生化学				1	30	講義30												
	病理学	1	30	講義30															
	微生物学	1	30	講義30															
	薬理学							1	30	講義30									
	栄養学				1	30	講義30												
	治療と検査							1	30	講義30									
	疾病治療論 I (骨筋系、脳神経系)				1	30	講義30												
	疾病治療論 II (循環器系)				1	15	講義15												
	疾病治療論 III (呼吸器系、消化器系、腎・泌尿器系)				1	30	講義30												
	疾病治療論 IV (血液・リンパ系、内分泌・代謝系、膠原病)				1	30	講義30												
	疾病治療論 V (感覚器系眼・耳・皮膚、女性生殖器系、歯・口腔系)				1	30	講義30												
	公衆衛生学							1	15	講義15									
	健康支援				1	30	講義30												
	社会福祉										2	30	講義30						
関係法規										1	30	講義30							
保健医療論										1	15	講義15							
小計	7	150		9	240		3	75		0	0		4	75		0	0		
専門分野	看護学概論	1	30	講義30															
	看護倫理	1	15	講義15															
	看護過程	1	30	講義30															
	基礎看護学方法論 I (コミュニケーション、教育・指導技術)	1	30	講義30															
	基礎看護学方法論 II (ヘルスアセスメント)	1	30	講義30															
	基礎看護学方法論 III (食事・栄養、排泄)	1	30	講義30															

科目	1 学 年						2 学 年						3 学 年						
	前 期			後 期			前 期			後 期			前 期			後 期			
	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	単位	時間	1単位ごとの時間数及び授業区分	
基礎看護学方法論Ⅳ (環境、活動・休息)	1	30	講義30																
基礎看護学方法論Ⅴ (清潔、衣生活)	1	30	講義30																
基礎看護学方法論Ⅵ (感染予防、安全・安楽)				1	30	講義30													
基礎看護学方法論Ⅶ (診療の補助技術)				1	30	講義30													
臨床看護総論							1	30	講義30										
看護研究方法論Ⅰ				1	15	講義15													
看護研究方法論Ⅱ							1	30	講義30										
地域・在宅看護概論Ⅰ	1	15	講義15																
地域・在宅看護概論Ⅱ							1	30	講義30										
地域・在宅看護過程										1	15	講義15							
地域・在宅看護方法論Ⅰ										1	15	講義15							
地域・在宅看護方法論Ⅱ										1	30	講義30							
地域・在宅看護方法論Ⅲ													1	15	講義15				
成人看護学概論	1	30	講義30																
成人臨床看護Ⅰ(慢性期)							1	30	講義30										
成人臨床看護Ⅱ(終末期)							1	30	講義30										
成人臨床看護Ⅲ(周術期)							1	30	講義30										
成人臨床看護Ⅳ(急性期)							1	30	講義30										
成人看護過程										1	15	講義15							
老年看護学概論				1	30	講義30													
老年臨床看護				1	30	講義30													
老年看護過程				1	15	講義15													
認知症の看護							1	15	講義15										
小児看護学概論				1	30	講義30													
小児臨床看護Ⅰ							1	30	講義30										
小児臨床看護Ⅱ							1	30	講義30										
小児看護過程										1	15	講義15							
母性看護学概論							1	30	講義30										
母性臨床看護Ⅰ							1	30	講義30										
母性臨床看護Ⅱ							1	30	講義30										
母性看護過程										1	15	講義15							
精神看護学概論							1	30	講義30										
精神臨床看護Ⅰ										1	30	講義30							
精神臨床看護Ⅱ													1	30	講義30				
精神看護過程													1	15	講義15				
看護管理													1	15	講義15				
看護実践と医療安全													1	30	講義30				
災害看護・国際看護																	1	15	講義15
看護研究																	1	30	講義30
小計	10	270		7	180		14	405		7	135		5	105		2	45		
専門分野	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		8	実習8		37	実習37	2	90	実習90									
	地域・在宅看護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ				1						1	30	実習30	3	135	実習135			
	成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ										4	180	実習180	2	90	実習90			
	老年看護学実習										2	90	実習90						
	小児看護学実習													2	90	実習90			
	母性看護学実習													2	90	実習90			
	精神看護学実習													2	90	実習90			
総合実習																2	90	実習90	
小計	0	8		2	67		2	90		7	300		11	495		2	90		
合計	21	548		23	577		23	660		14	435		21	705		4	135		
学年合計				44	1125					37	1095					25	840		

釧路市立高等看護学院カリキュラム

	厚生労働省指定		科目	単位数	時間数	1 学年				2 学年				3 学年					
	教育内容	単位数				前期		後期		前期		後期		前期		後期			
						単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間		
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活、社会の理解	14	哲学	1	30	1	30												
			教育学	1	30					1	30								
			情報科学	1	30					1	30								
			心理学	1	30	1	30												
			社会学	2	30			2	30										
			行動科学	1	30									1	30				
			英語 I	1	30					1	30								
			英語 II	1	15							1	15						
			保健体育 I	1	30	1	30												
			保健体育 II	1	15							1	15						
			文章表現	1	30	1	30												
			コミュニケーション	1	15					1	15								
			日本の文化	1	15					1	15								
			小計		14		14	330	4	120	5	90	4	90	0	0	1	30	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	7	解剖生理学 I (導入、総論、骨筋系、脳神経系)	1	30	1	30												
			解剖生理学 II (導入、呼吸器系、循環器系)	1	15	1	15												
			解剖生理学 III (導入、血液・リンパ系、内分泌・代謝系)	1	15	1	15												
			解剖生理学 IV (導入、消化器系、腎・泌尿器系)	1	15	1	15												
			解剖生理学 V (導入、感覚器系眼・耳・皮膚、女性生殖器系)	1	15	1	15												
			解剖生理学 VI	1	15					1	15								
			生化学	1	30					1	30								
		病理学	1	30	1	30													
		微生物学	1	30	1	30													
		薬理学	1	30							1	30							
		栄養学	1	30							1	30							
		治療と検査	1	30							1	30							
		疾病治療論 I (骨筋系、脳神経系)	1	30							1	30							
		疾病治療論 II (循環器系)	1	15							1	15							
		疾病治療論 III (呼吸器系、消化器系、腎・泌尿器系)	1	30							1	30							
		疾病治療論 IV (血液・リンパ系、内分泌・代謝系、膠原病)	1	30							1	30							
		疾病治療論 V (感覚器系眼・耳・皮膚、女性生殖器系、歯・口腔系)	1	30							1	30							
		6	公衆衛生学	1	15							1	15						
		健康支援	1	30							1	30							
		社会福祉	2	30											2	30			
関係法規	1	30											1	30					
保健医療論	1	15											1	15					
小計		23		23	540	7	150	9	240	3	75	0	0	4	75				
専門分野	基礎看護学	13	看護学概論	1	30	1	30												
			看護倫理	1	15	1	15												
			看護過程	1	30	1	30												
			基礎看護学方法論 I (コミュニケーション、教育・指導技術)	1	30	1	30												
			基礎看護学方法論 II (ヘルスアセスメント)	1	30	1	30												
			基礎看護学方法論 III (食事・栄養、排泄)	1	30	1	30												
			基礎看護学方法論 IV (環境、活動・休息)	1	30	1	30												

	厚生労働省指定		科目	単位数	時間数	1 学年				2 学年				3 学年							
	教育内容	単位数				前期		後期		前期		後期		前期		後期					
						単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間				
専 門 分 野	地域・在宅看護論	6	基礎看護学方法論V (清潔、衣生活)	1	30	1	30														
			基礎看護学方法論VI (感染予防、安全・安楽)	1	30			1	30												
			基礎看護学方法論VII (診療の補助技術)	1	30			1	30												
			臨床看護総論	1	30					1	30										
			看護研究方法論 I	1	15			1	15												
			看護研究方法論 II	1	30					1	30										
			地域・在宅看護概論 I	1	15	1	15														
			地域・在宅看護概論 II	1	30					1	30										
			地域・在宅看護過程	1	15							1	15								
			地域・在宅看護方法論 I	1	15							1	15								
	成人看護学	6	地域・在宅看護方法論 II	1	30					1	30										
			地域・在宅看護方法論 III	1	15						1	15			1	15					
			成人看護学概論	1	30	1	30														
			成人臨床看護 I (慢性期)	1	30					1	30										
			成人臨床看護 II (終末期)	1	30					1	30										
			成人臨床看護 III (周術期)	1	30					1	30										
			成人臨床看護 IV (急性期)	1	30					1	30										
			成人看護過程	1	15							1	15								
			老年看護学	4	老年看護学概論	1	30			1	30										
					老年臨床看護	1	30			1	30										
	老年看護過程	1			15			1	15												
	認知症の看護	1			15					1	15										
	小児看護学	4	小児看護学概論	1	30			1	30												
			小児臨床看護 I	1	30					1	30										
			小児臨床看護 II	1	30					1	30										
	母性看護学	4	小児看護過程	1	15							1	15								
			母性看護学概論	1	30					1	30										
			母性臨床看護 I	1	30					1	30										
			母性臨床看護 II	1	30					1	30										
	精神看護学	4	母性看護過程	1	15							1	15								
			精神看護学概論	1	30					1	30										
			精神臨床看護 I	1	30							1	30								
			精神臨床看護 II	1	30										1	30					
看護の統合と実践	4	精神看護過程	1	15																	
		看護管理	1	15										1	15						
		看護実践と医療安全	1	30										1	30						
		災害看護・国際看護	1	15													1	15			
		看護研究	1	30													1	30			
小計	45		45	1140	10	270	7	180	14	405	7	135	5	105	2	45					
専 門 分 野	24	基礎看護学実習 I・II	3	135			8	37	2	90											
		地域・在宅看護実習 I・II・III・IV	5	195			1	30			1	30	3	135							
		成人看護学実習 I・II・III	6	270							4	180	2	90							
		老年看護学実習	2	90							2	90									
		小児看護学実習	2	90									2	90							
		母性看護学実習	2	90									2	90							
		精神看護学実習	2	90									2	90							
		総合実習	2	90													2	90			
小計	24		24	1050	0	8	2	67	2	90	7	300	11	495	2	90					
総計	106		106	3060	21	548	23	577	23	660	14	435	21	705	4	135					

釧路市立高等看護学院カリキュラム進度

	厚生労働省指定 教育内容	単位数	科目	単 位 数	時間数	1 学年												2 学年												3 学年											
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活、社会の理解	14	哲学	1	30	←→																																			
			教育学	1	30							←→																													
			情報科学	1	30							←→																													
			心理学	1	30	←→																																			
			社会学	2	30	←→																																			
			行動科学	1	30													←→																							
			英語 I	1	30							←→																													
			英語 II	1	15							←→																													
			保健体育 I	1	30	←→																																			
			保健体育 II	1	15													←→																							
			文章表現	1	30							←→																													
コミュニケーション	1	15							←→																																
日本の文化	1	15							←→																																
小計		14		14	330	9 (210)												4 (90)												1 (30)											
専門基礎分野	人体の構造と機能	7	解剖生理学 I <small>(導入、総論、骨筋系、脳神経系)</small>	1	30	←→																																			
			解剖生理学 II <small>(導入、呼吸器系、循環器系)</small>	1	15	←→																																			
			解剖生理学 III <small>(導入、血液・リンパ系、内分泌・代謝系)</small>	1	15	←→																																			
			解剖生理学 IV <small>(導入、消化器系、腎・泌尿器系)</small>	1	15	←→																																			
			解剖生理学 V <small>(導入、感覚器系・耳・皮膚、女性生殖器系)</small>	1	15	←→																																			
			解剖生理学 VI	1	15							←→																													
			生化学	1	30							←→																													
	疾病の成り立ちと回復の促進	10	病理学	1	30	←→																																			
			微生物学	1	30	←→																																			
			薬理学	1	30							←→																													
			栄養学	1	30							←→																													
			治療と検査	1	30													←→																							
			疾病治療論 I <small>(骨筋系、脳神経系)</small>	1	30	←→																																			
			疾病治療論 II <small>(循環器系)</small>	1	15	←→																																			
			疾病治療論 III <small>(呼吸器系、消化器系、腎・泌尿器系)</small>	1	30	←→																																			
			疾病治療論 IV <small>(血液・リンパ系、内分泌・代謝系、膠原病)</small>	1	30	←→																																			
			疾病治療論 V <small>(感覚器系・耳・皮膚、女性生殖器系、歯・口腔系)</small>	1	30	←→																																			
	健康支援と社会保障制度	6	公衆衛生学	1	15							←→																													
			健康支援	1	30							←→																													
社会福祉			2	30													←→																								
関係法規			1	30													←→																								
保健医療論			1	15													←→																								
																				←→																					
小計		23		23	540	16 (390)												3 (75)												4 (75)											
専門分野	基礎看護学	13	看護学概論	1	30	←→																																			
			看護倫理	1	15	←→																																			
			看護過程	1	30	←→																																			
			基礎看護学方法論 I <small>(コミュニケーション、教育・指導技術)</small>	1	30	←→																																			
			基礎看護学方法論 II <small>(ヘルスアセスメント)</small>	1	30	←→																																			
			基礎看護学方法論 III <small>(食事・栄養、排泄)</small>	1	30	←→																																			
			基礎看護学方法論 IV <small>(環境、活動・休息)</small>	1	30	←→																																			

専門分野	厚生労働省指定		科目	単位数	時間数	1 学年												2 学年												3 学年											
	教育内容	単位数				時間数												時間数												時間数											
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
専門分野	地域・在宅看護論	6	基礎看護学方法論V (清潔、衣生活)	1	30	←→																																			
			基礎看護学方法論VI (感染予防、安全・安楽)	1	30	←→																																			
			基礎看護学方法論VII (診療の補助技術)	1	30	←→																																			
			臨床看護総論	1	30	←→																																			
			看護研究方法論 I	1	15	←→																																			
			看護研究方法論 II	1	30	←→																																			
			地域・在宅看護概論 I	1	15	←→																																			
			地域・在宅看護概論 II	1	30	←→																																			
			地域・在宅看護過程	1	15													←→																							
			地域・在宅看護方法論 I	1	15													←→																							
			地域・在宅看護方法論 II	1	30													←→																							
			地域・在宅看護方法論 III	1	15																									←→											
	成人看護学	6	成人看護学概論	1	30	←→																																			
			成人臨床看護 I (慢性期)	1	30	←→																																			
			成人臨床看護 II (終末期)	1	30	←→																																			
			成人臨床看護 III (周術期)	1	30	←→																																			
			成人臨床看護 IV (急性期)	1	30	←→																																			
			成人看護過程	1	15													←→																							
	老年看護学	4	老年看護学概論	1	30	←→																																			
			老年臨床看護	1	30	←→																																			
			老年看護過程	1	15													←→																							
			認知症の看護	1	15													←→																							
	小児看護学	4	小児看護学概論	1	30	←→																																			
			小児臨床看護 I	1	30	←→																																			
			小児臨床看護 II	1	30	←→																																			
			小児看護過程	1	15													←→																							
	母性看護学	4	母性看護学概論	1	30	←→																																			
			母性臨床看護 I	1	30	←→																																			
母性臨床看護 II			1	30	←→																																				
母性看護過程			1	15													←→																								
精神看護学	4	精神看護学概論	1	30	←→																																				
		精神臨床看護 I	1	30	←→																																				
		精神臨床看護 II	1	30	←→																																				
		精神看護過程	1	15													←→																								
看護の統合と実践	4	看護管理	1	15													←→												←→												
		看護実践と医療安全	1	30													←→												←→												
		災害看護・国際看護	1	15													←→												←→												
		看護研究	1	30													←→												←→												
小計	45		45	1140	1 7 (4 5 0)												2 1 (4 5 0)												7 (1 5 0)												
専門分野	臨地実習	24	基礎看護学実習 I・II	3	135	◇												◇																							
			地域・在宅看護実習 I・II・III・IV	5	195	◇																								←→ ←→											
			成人看護学実習 I・II・III	6	270													←→												←→ ←→											
			老年看護学実習	2	90													←→																							
			小児看護学実習	2	90																									←→ ←→											
			母性看護学実習	2	90																									←→ ←→											
			精神看護学実習	2	90																									←→ ←→											
			総合実習	2	90																									◇											
小計	24		24	1050	2 (7 5)												9 (3 7 0)												1 3 (5 8 5)												
総計	106	総計	106	3060	4 4 (1 1 2 5)												3 7 (1 0 9 5)												2 5 (8 4 0)												

(設置)

第 1 条 市は、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 21 条第 2 号の規定による看護師養成機関として、釧路市立高等看護学院(以下「学院」という。)を[釧路市病院事業の設置等に関する条例\(平成 17 年釧路市条例第 139 号\)第 2 条第 2 項](#)に規定する市立釧路総合病院に附置する。

(位置)

第 2 条 学院は、釧路市春湖台 1 番 18 号に置く。

(職員)

第 3 条 学院に、学院長その他必要な職員を置く。

(受験料、入学料及び授業料)

第 4 条 学院に入学しようとする者及び学生からは、次の受験料、入学料及び授業料を徴収する。

- (1) 受験料 15,000 円
- (2) 入学料 100,000 円
- (3) 授業料 月額 30,000 円

2 入学料及び授業料は、市長が特別の事情があると認めるときは、その徴収を猶予し、又は減免することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市立高等看護学院条例(昭和 43 年釧路市条例第 11 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成 17 年度において 3 年次に転入学する者に係る入学料については、なお合併前の条例の例による。
- 4 平成 16 年 3 月 31 日以前に入学をした者で施行日の前日まで引き続き学院に在籍するものに係る授業料の額は、なお合併前の条例の例による。
- 5 転入学しようとする者に係る受験料及び転入学をした者に係る授業料の額は、[第 4 条第 1 号](#)及び[第 3 号](#)の規定にかかわらず、当該者が転入学をしようとする年次又は転入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に釧路市立高等看護学院(以下「学院」という。)に在籍する者に係る授業料の額は、改正後の第 4 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 次の表の左欄の年度に学院に入学しようとする者に係る受験料の額は、改正後の第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同表のそれぞれの区分に応じた額とする。

年度	受験料
平成 20 年度	11,000 円
平成 21 年度	13,000 円

4 次の表の左欄の年度に学院に入学した者に係る入学料の額及び授業料の月額、改正後の第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、同表のそれぞれの区分に応じた額とする。

年度	入学料	授業料
平成 19 年度	30,000 円	11,000 円
平成 20 年度	40,000 円	13,000 円

- 5 この条例の施行の日以後において、学院に転入学をしようとする者に係る受験料又は転入学をした者に係る入学料若しくは授業料の額は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、当該者が転入学をしようとする年次又は転入学をした年次に属する在籍する者に係る額と同額とする。

附 則(平成22年3月23日条例第2号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日条例第51号)抄  
(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月25日条例第31号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に釧路市立高等看護学院(以下「学院」という。)に在籍する者に係る授業料の額については、改正後の第4条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日以後において、学院に転入学をした者に係る入学料及び授業料の額については、改正後の第4条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該者が転入学をした年次に属する在籍する者に係る額と同額とする。

附 則(令和2年3月24日条例第15号)  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 実 習 年 間 計 画

学年	1 学 年						2 学 年						3 学 年																							
	前 期			後 期			前 期			後 期			前 期			後 期																				
行事	入学式	夏季休暇	宣誓式	冬季休暇	春季休暇	夏季休暇	冬季休暇	春季休暇	夏季休暇	冬季休暇	春季休暇	夏季休暇	冬季休暇	卒業式	春季休暇																					
休業数		4W		4W	3W	4W	4W		4W	4W	3W	4W	4W	3W																						
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4											
実 習 進 度	基礎看護学実習 I 1 1			地域・在宅看護実習 I			基礎看護学実習 I 1 2			基礎看護学実習 II						地域・在宅看護実習 II			成人 I・成人 II・老年看護学実習			成人 I・成人 II・老年看護学実習			成人 I・成人 II・老年看護学実習			小児・母性・精神看護学実習 地域・在宅 III・地域・在宅 IV・成人 III			小児・母性・精神看護学実習 地域・在宅 III・地域・在宅 IV・成人 III			総合実習		
	(8H)			1単位 (30H)			(37H)			2単位 (90H)						1単位 (30H)			成人 I・II 4単位 (180H) 老年 2単位 (90H)			成人 III 2単位 (90H) 小児 2単位 (90H) 母性 2単位 (90H) 精神 2単位 (90H)			地域・在宅 III 1単位 (45H) 地域・在宅 IV 2単位 (90H)			2単位 (90H)								

## 釧路市立高等看護学院 倫理についての考え方

日本看護協会の「看護職の倫理綱領」は、あらゆる場で実践を行う看護職を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会的に対して明示するものである。(前文より抜粋)

「看護職の倫理綱領」に基づき、本学院の倫理の行動指針を明示する。

### 看護職の倫理綱領

1. 看護職は人間の生命、人間としての尊厳および権利を尊重する。
2. 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観に沿った選択ができるよう支援する。
5. 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報とは適正に取り扱う。
6. 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任を持つ。
8. 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。
9. 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
10. 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
11. 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める。
13. 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
14. 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。
15. 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
16. 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

## 釧路市立高等看護学院 倫理行動指針

1. 対象及び家族に対し、礼節を重んじる態度で接する。
2. 「基礎看護技術の経験チェック表」に基づき行動し、安全安楽に援助できるよう努める。
3. 学生として常に患者の安全を最優先する。判断に迷う場合には、実習指導者に助言・指導を求める。
4. 看護学生が看護行為を行う際には、対象へ説明し同意を得て実施する。
5. 学習者として理解できないことは時期を逃さず助言を求めたり学習をすすめるなど、理解に努める。
6. 対象の記載されている実習記録・メモ帳などの管理を徹底する。実習終了後は、実習要項に沿って、速やかに対処する。
7. 公共の場で実習に関わることはもちろん学校生活上の個人情報について漏洩しない。
8. 学生同士において、互いに尊重した態度で接し、目的達成のため研鑽し合う。
9. 看護学生として、感染予防や早期受診など、自己の健康管理に努める。
10. 専門知識・技術・態度を身につけるために主体的・積極的に学習する。
11. 対象との物品の貸し借りや金品の授受は、実習の意義を勘案し、行わない。
12. 看護学生として、よりよい社会づくり・組織作りの一環としてボランティア活動や自治会活動に積極的に参加する。
13. 看護学生として、常に身だしなみを整え、言動に注意する。
14. 学院や実習施設などの規定や約束事を遵守する。

令和4年4月1日から施行

## 釧路市立高等看護学院 情報倫理規定

1. 本学院の情報処理を行うシステムや個人情報、それに関係するデバイスや機器、付属品などの利用は教育や研究目的に限定しています。この目的に沿わない不適切な行為や倫理に反する行為を禁じます。
2. 不適切な情報発信を禁止しています。
  - (1) 本名以外（匿名・偽名）による情報
  - (2) 知的財産権・肖像権を侵害する情報
  - (3) 差別・誹謗中傷にあたる情報
  - (4) プライバシーを侵害する情報
  - (5) わいせつな情報
  - (6) 虚偽の情報
  - (7) 守秘義務違反に当たる情報
  - (8) 教育・研究を妨害する情報
3. 情報・著作物の不正利用は禁止されている行為です。

他人の情報を盗用・改ざんしたり、音楽や映像・書籍、論文などの著作物を無断でコピーし配布するなどの著作権を侵害する行為は犯罪となります。違法に配信されているものをダウンロードする行為、も違法であり、刑事罰の対象となります。また、写真や動画を許可なく撮影する行為などもトラブルの原因になりますので気をつけましょう。
4. アカウント（ID・パスワード）の盗用・貸与は禁止しています。

他人のアカウント（ID・パスワード）を盗用することは犯罪です。また、パスワードを教えなくとも情報機器の操作を許可することはアカウントの貸与になります。利用者には自分が保持するアカウント、情報機器などを安全に管理する義務があります。本学院が提供しているアカウントは責任をもって管理してください。

## 本学院の情報セキュリティルール

1. 個別にパスワードの設定が必要なものは、推測しづらいパスワードの設定をお願いします。パスワードを盗まれないように誕生日や単純な数列などは使用しないようにしてください。また、学校で設定しているものは、口外しないようにしてください。（学内使用のパスワードは、卒業後は使用不可）
2. 学内 Wi-Fi に同時接続は、1人2台までとしてください。それ以上の使用は講義等に影響する可能性がありますので、使用を控えてください。
3. ウイルス対策とソフトウェアの脆弱性の対策を徹底してください。ウイルスソフトのパターンファイルは最新版に保ち、定期的にコンピューター内のウイルスチェックをしてください。OS やアプリケーションもサポートされている最新の修正プログラムに更新してください。
4. ウイルスやメールによるサイバー攻撃に注意してください。添付ファイルや URL を開くとウイルスに感染する被害が増えています。怪しいと思ったメールは開かないようにしましょう。
5. オンライン授業やテレワークをする場所に気を付けてください。ファミリーレストランやカフェなどたくさんの人が利用する場所での参加や利用は、情報漏洩の危険がありますので、安全な場所で利用してください。
6. 情報機器の盗難や紛失に注意してください。ノートパソコンやタブレット、USB メモリ、ポータブルハードディスクなど重要な情報が入った情報機器の紛失と盗難に気を付けてください。鍵のかかる場所での保管をお願いいたします。
7. インターネットを介してのトラブルや紛失に際しては、本学院では一切責任を負いません。

注意を受けた場合には…

教職員に注意を受けた場合には速やかに従ってください。サイバー攻撃や情報漏洩の危険性がありますので、ウイルスに感染したままのコンピューターの利用や不適切な利用を継続しないようにお願いします。

令和6年8月1日から施行

令和6年10月1日から改正

## 釧路市立高等看護学院 看護教育における倫理指針

看護教育における倫理指針として

「看護職には、日本看護協会の「看護者の倫理綱領」、また、看護実践上の倫理的概念であるアドボカシー（擁護）アカウンタビリティ（責任と責務）、協同、ケアリングの原則に則った看護を実践することが期待されている。それゆえに、看護職を教育する大学等においても、善行（無害）、人間としての尊厳の尊重・誠実・公正・真実性、機密保持の倫理原則を基本とし、さらに「看護者の倫理綱領」、アドボカシー、アカウンタビリティ、協同、ケアリングの原則に準拠することがのぞまれる。」とされており、釧路市立高等看護学院（以下「当学院」とする。）においてもこのことに準じて倫理規定を策定し、学生の教育環境を適正に確保し、学生の個人情報適切・慎重に管理する。

### 1. 看護教育を行う上での教員の倫理

#### 1) 教員の基本姿勢

学生便覧の中で日本看護協会の「看護職の倫理綱領」をもとに「本学院の倫理についての考え方」として、倫理行動指針を明示している。学生が倫理的行動をとることができるようにこの指針に基づき看護教員が模範を示す。また、様々な専門職や職員、看護ケアを受け入れる人々に対しても謙虚な姿勢で関わり、学生が効果的な学びとなるよう、看護実践能力及び実践教育・評価能力向上の自己研鑽に努める。

#### 2) ハラスメント防止について

看護教育にあってはセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の人権侵害があってはならない。教員は教育における自らの立場を常に見直し、学生が看護職を目指して学ぶ喜びや、自らの成長や看護職としての発展に関わる希望を育んでいく過程を保証する。ハラスメントに関する相談は相談員の学務課長（平日9:00～17:00）又は、スクールカウンセラー（月に2回程度 不定期）とする。相談員は必要があれば事案に応じた第三者を含めてハラスメントの問題解決にあたる。

### 2. 個人情報保護に関する指針

#### 1) 情報の収集とその利用目的について

当学院は、学生の教育のために必要な範囲で、情報を収集し、管理することがある。収集した情報は、各証明書の発行、学生証の作成の目的のために利用する。証明書の発行に際しては、本人より申請書が出された場合、卒業生又は代理人においては本人とわかる書類の添付をもって発行する。

#### 2) 情報の管理について

正確で最新の情報の管理に努めるとともに、情報の漏洩、紛失、改ざんなどの防止のために適切に管理する。個人に関わる重要な書類は施錠し管理する。

#### 3) 第三者機関等への情報提供について

本人の同意を経ている場合及び法令などにより必要とされる場合を除き、取得した情報を第三者機関へ提供することはない。

令和5年9月1日から施行

令和8年4月1日から改正

# 学 生 心 得

## 届出・願出について

1. 学生は、入学後すみやかに誓約書を学院長に提出しなければならない。(学則第12条)
2. 学則第9条から第18条までの規定に基づく各届出は、学則施行細則(以下「細則」という)に定める各様式により学院長に提出しなければならない。

## 学生証について

1. 学生は、学院長の発行する学生証を常に携帯しなければならない。
2. 学生証を破損または紛失したときは、すみやかに学院長に申し出て再交付を受けなければならない。
3. 学生証は、卒業・転学・退学及び有効期間の経過によりその効力を失ったときは、すみやかに返納しなければならない。
4. 学生証は、他人に貸与または譲渡することはできない。

## 各種証明書の発行について

1. 各種証明書が必要なときは、証明書申込書に記入し申し出ること。様式は、P.47 参照
2. 学生運賃割引証は学生一人当たり年間8枚を限度として交付する。ただし未使用分の学生運賃割引証の翌年度繰越は行わない。
3. 学生運賃割引証は、他人に貸与または譲渡することはできない。
4. 学生運賃割引証発行を受けた者が、都合により使用しなかった場合は、速やかに学院に返納しなければならない。

## 健康管理について

1. 本学院健康管理規程に基づき、学生は毎年学院で実施する健康診断を受けなければならない。
2. 疾病または正当な理由により前条の健康診断を受けることの出来ない者は、学院長に届け出なければならない。
3. 前条により診断を延期していた者は、その事由が消滅した場合は学院長に届け出て、健康診断を受けなければならない。

## スクールカウンセラーについて

1. 月に2回程度、不定期で2階ミーティング室1にて開催(原則16:00~18:00)
2. 相談希望者は、実施時間内に直接相談するか、事前に教員に予約したい旨を申し出る。

## クラスの運営について

1. 学院生活を円滑に行うため次の委員をおくものとする。

(1) ルーム長、副ルーム長	各1名	… クラス全体の運営・出欠席の報告・教務との連絡
(2) 会 計	2名	… クラスに関する諸経費の支出及び報告
(3) 図 書	4名	… 図書貸出、図書整理など
(4) 保 健	2名	… クラスの健康状態、健康診断の準備など
(5) 美化委員	2名	… 掃除の点検
(6) 書 記	2名	… クラス運営に関する記録
(7) 秘 書 係	2名	… 講義準備(資料配布)
2. 次の任務を行うため、各クラスに係(日番)をおく。
  - (1) 任務 …… 授業日誌の記録
  - (2) 教室内の整理整頓(特に教卓、黒板、手拭きの準備、花の水)
3. 次の要領に従い清掃を行わなければならない。
  - (1) 毎日行う場所 …… 教室、学生更衣室、学生トイレ2階・3階、自販機コーナーと給湯室
  - (2) 1週間に1回及び  
使用の都度行う場所 …… { 保健室、実習教室、看護実習室、母性小児看護実習室、在宅看護実習室、  
自治会室、準備室1・2、ミーティングルーム1・2・3、洗濯室、リネン庫
  - (3) 使用の都度行う。 …… 体育館
  - (4) 大掃除は年に3回行う。(長期休暇前) 上記他、準備室3・4・5、体育館

4. 学生の校具、教材及び図書の利用は次のとおりとする。
  - (1) 学生が学院備付けの図書を利用する場合、別に定める図書管理規程を守らなければならない。
  - (2) 教材使用の際は、使用簿に記入し許可を得ること。
  - (3) 物品は大切に取り扱い、破損の場合は教務に申し出、場合によっては各自実費を負担することもある。
  - (4) 学生は、学院掲示板に掲示された公示及び各学級への連絡事項を必ず見なければならない。

## 服装及び接遇について

1. 服装は清潔質素を旨とし、学生としての品位を保つことに留意しなければならない。
  - (1) 学院内での服装は華美にならないよう各自気をつけること。  
院外実習及び施設見学時の服装は、都度説明する。
  - (2) 実習衣着用の際は、一切の装飾品を禁止し、爪は短く切りマニキュアもしないこと。髪の色は自然な色とする。(日本ヘアカラー協会髪色礼節を保つこと。レベルトーン4～7) また、看護援助に支障がないよう長い髪はひとつにまとめる。
  - (3) 私服で病室へ行かない。
  - (4) 実習衣のまま外出や登下校をしないこと。
  - (5) 上履きはスリッパ、サンダルを使用しないこと。また、靴底は白とする。
  - (6) 病院内では特に静粛を保つようにする。
  - (7) 言葉は明瞭、快活で礼節を保つこと。
  - (8) 他者への挨拶をしっかりと行うこと。
  - (9) 体育時の服装は運動着を着用し、運動靴を用いる。

## アルバイトについて

1. 本学院はアルバイトを積極的に奨励していないが、成績の低下や生活面の乱れが生じないように、時間、条件、職種等について十分注意する。
2. 時間は夜22時まで帰宅可能であることが望ましい。
3. アルバイトを行う学生は、未取得単位がなく学業の成績が優秀であること。

## 掲示物、校舎使用について

1. 学生が学院の施設内において諸行事を行う場合は、本学院校舎の管理に関する規則、規程等に従わなければならない。
2. 学生が放課後又は休業日等に校舎又は備え付けの物品を使用する場合は、あらかじめ、学院長の承認を受けなければならない。
3. 学生が学院内において、ビラ、ポスター、パンフレット、新聞その他印刷物を掲示し、または配布しようとするときは、あらかじめ学院長の承認を受けなければならない。ただし、掲示する場合は学院長の定めた掲示場所以外を使用してはならない。

## その他

1. 学生が集団で福祉活動及び社会活動をしようとするときは、学院長の承認を受けなければならない。
2. 学生個人への電話連絡は、講義中・実習中は原則として呼び出しをしない。
3. 教育及び学校生活にかかわる疑義や意見がある場合は、学務課長に意見を述べるか意見箱に意見を投函することができる。学務課長は毎月第1月曜日と第3月曜日に意見を集約し、業務基準により運営会議に提出し、検討する。

## 看護職員養成修学資金及び奨学金のあらまし

	北海道	市立釧路 総合病院	北海道 看護協会	釧路市	日本学生支援機構	
貸付目的	将来道内において看護業務に従事しようとする者	市の開設する医療機関に直接従事しようとする者	北海道内において看護活動にたずさわるため看護教育を受ける者	釧路市民の子で、大学、専修学校に進学を予定している者	勉学に励む意欲があり、それにふさわしい能力を持った者	
貸付金額 (月額)	36,000円	30,000円	30,000円	30,000円	第一種奨学金 ・自宅 45,000円 ・自宅外 51,000円	第二種奨学金 20,000 ～120,000円 の範囲内で選択
貸付期間	在学期間	在学期間	在学期間	在学期間	在学期間	
返還の免除	養成施設を卒業した日から1年以内に、道内の特定施設等において看護業務に従事した場合において、引き続き貸付期間の1.5倍の年数(小数点以下切上げ)従事すること	貸付を受けた期間勤務した時	なし	なし	なし	
申請書類	1. 申請書 2. 誓約書 3. 身上申告書 4. 住民票 5. 口座振替申出書	1. 申請書 2. 貸与契約証書 3. 交付請求書 4. 戸籍謄本 5. 健康診断書 6. 成績証明書 7. 在学証明書 8. 口座振込依頼書	1. 申請書 2. 身上申告書 3. 返済計画書 4. 在学証明書 5. 保証人の収入を証明する書類	1. 提出書類チェックリスト 2. 奨学生願書 3. 家庭状況書 4. 推薦に関する書類 5. 成績証明書 6. 入学志願校を証明するもの	1. 学校長の推薦書 2. 所得証明書 3. 確認書 4. 保証人の印鑑証明書	
備考	人数に制限があるため、貸付を受けられない場合があります。		人数に制限があるため、貸付を受けられない場合があります。	人数に制限があるため、貸付を受けられない場合があります。	・無利子	・有利子

## ●日本学生支援機構の給付奨学金

給付奨学金については、基本返還の必要はないが、学業成績等の内容によっては、返還義務が生じる場合もある。

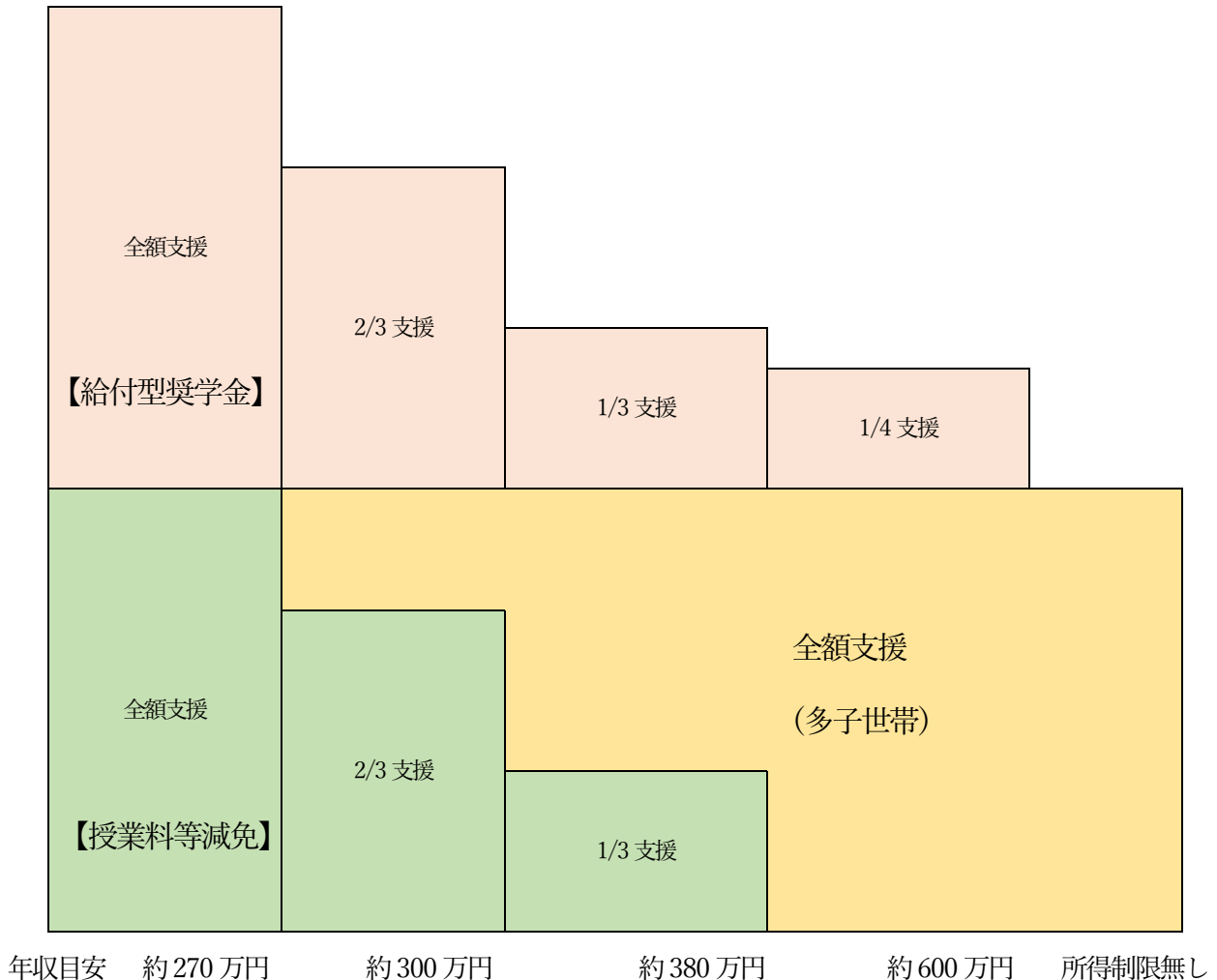
### 支援対象者の要件（個人要件）等＜所得に関する要件と目安年収＞

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

- 【基準額】
- 第Ⅰ区分（標準額の支援） 100円未満
  - 第Ⅱ区分（標準額の2/3支援） 100円以上～25,600円未満
  - 第Ⅲ区分（標準額の1/3支援） 25,600円以上～51,300円未満
  - 第Ⅳ区分（標準額の1/4支援） 51,300円以上～154,500円未満

支援額（イメージ）



（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

## 入学前の既修得単位の認定について

釧路市立高等看護学院学則施行細則第16条2項の規程に基づいて、既修得単位の認定を希望する者は、次の書類を所定の期日までに学院長に提出しなければならない。

### 記

- (1) 既修得単位認定申請書（第10号様式）（P.45 参照）
- (2) 卒業証明書又は退学証明書
- (3) 成績及び単位修得証明書

# 健康管理規程

## 第1章 総則

第1条 この規定は釧路市立高等看護学院学則（2005(平成17)年釧路市規則第168号）の規定に基づき健康管理に関し必要な事項を定め、学生の健康保持をはかることを目的とする。

第2条 健康管理には、健康管理医及び学院長の定める専任教員がこれにあたる。

第3条 健康診断は次の2種とする。

- (1) 定期健康診断
- (2) 臨時健康診断

第4条 健康管理のために学生の健康手帳を作成し在学中の健康状態を記録するものとする。

2 毎月1回体重測定等を実施し、健康手帳に記録する。

## 第2章 定期健康診断

第5条 定期健康診断は年2回（春・秋）学生全員に実施する。検査項目は次のとおりとする。

- (1) 胸部X線撮影（年1回とする）
- (2) 検尿（蛋白、糖）（年1回とする）
- (3) 一般計測（身長、体重、視力）
- (4) 血圧測定
- (5) 内科的診断（年1回とする）
- (6) 検血（年1回とする）

2 入学時の定期健康診断には次の検査項目を加えるものとする。

- (1) 生化学検査
- (2) HBs抗原・抗体、HCV抗体
- (3) 血清梅毒反応検査
- (4) 色盲検査
- (5) 結核感染検査（T-SPOT）
- (6) 感染症抗体検査（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）

第6条 定期健康診断を実施したときはその結果を健康手帳に記録する。

## 第3章 臨時健康診断

第7条 臨時健康診断は感染予防の目的をもって学生全員又は一部の者に対して、必要に応じて実施する。

## 第4章 指示

第8条 定期健康診断及び臨時健康診断の結果に基づき健康管理者は、次の指示を行うものとする。

- (1) 要療養及び休業
- (2) 要軽業（体育の禁止等）
- (3) 要注意

第9条 要軽業、要注意者は毎月血沈検査、その他必要な検査をし、診断を受ける。

## 第5章 一般診療

第10条 学生は健康に異常のあるときは、すみやかに各学年保健委員又は健康管理者に届出るものとする。

2 各学年保健委員は届出を受けたときは、ただちに健康管理者に報告する。

3 健康管理者は健康管理医と協議のうえ適切な処置を行うものとする。

第11条 学生が診療を希望するときは、自己の所有する健康保険証もしくはこれに代わるものをもって、受診する。

第12条 前条の診療の結果、健康管理者は必要な指示を行う。

2 第8条及び第9条の規定は前項の場合に準用する。

第13条 学生は学院団体加入による傷害保険に一括加入をし万一の傷害の場合には規定の補償を受けることができる。

### 附則

この規程は昭和60年4月1日から適用する。

### 附則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は平成17年10月11日から施行する。

### 附則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

# 釧路市立高等看護学院図書管理規程

(目 的)

第1条 この規程は釧路市立高等看護学院（以下「学院」という。）の所蔵する図書資料の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開室及び休室)

第2条 図書室は次のとおり開室及び休室する。

1. 平日は8時から18時迄開室する。
2. 土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始は休室する。
3. 曝書、蔵書の点検、その他必要ある場合は予め公示して休室することがある。

(利用者)

第3条 図書資料を利用することができる者は次のとおりとする。

1. 本学院教職員
2. 本学院学生
3. 本学院卒業生
4. 上記以外で学院長の許可を得た者

(閲 覧)

第4条 閲覧しようとする者は閲覧規程を守らなければならない。閲覧規程は別に定める。

(貸 出)

第5条 図書は必要に応じて、その一部を職員室・各室・その他学院長の認める場所に貸出し別置することができる。

(返 納)

第6条 学院長は曝書・その他必要があるときは、貸出期間内にあっても閲覧図書の返納を命じることができる。返納命令があったときは滞出者は直ちに図書を返納しなければならない。

(資料の紛失・損傷)

第7条 図書室資料を紛失又は甚だしく損傷したものは同一資料又は、それに相当する金額を弁償しなくてはならない。

附 則

この規程は昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成17年8月1日から施行する。

## 閲 覧 規 程

1. 貸出期間 専 門 図 書 7日間  
一般教養図書 14日間  
但し、春季・夏季・冬季休暇中はその期間とする。
2. 図書利用の際は、必ず貸出カードに記録し、1枚は図書委員へ提出の事
3. 貸出期限を守らない場合は、貸出を禁止する場合もある。
4. 図書内容を切り取ったり、又アンダーライン等を引くことを禁ずる。
5. 図書を紛失したり、破損した場合は直ちに申し出ること。
6. 雑誌、辞書は閲覧のみとし、室外貸出はしないのが原則であるが雑誌のみ1日貸出する。  
(必ず図書管理の教員に直接申し出ること)
7. 貸出は一人3冊以内とする。  
但し、春季・夏季・冬季休暇中は、専門図書3冊、一般教養図書2冊の計5冊以内とする。

# 車両通学規則

釧路市立高等看護学院の学生の通学に当たっては、徒歩または自転車、公共の交通機関の利用が望ましいが、車両を使用する場合には、以下の事柄を守り安全の確保に十分注意して通学をすること。

- 1 車両通学を希望する学生は、あらかじめ所定の車両による車両通学許可願（P46 参照）を学院に提出し学院長の許可を受けること。許可日の翌日より車両通学を認める。許可書は、失効するまで保管すること。
- 2 車両通学の申請許可期間は、卒業年度の3月31日までとする。
- 3 車両通学許可願を提出する際には、次にあげるものを提出すること。
  - (1) 運転免許証の写し
  - (2) 車検証（自動車）の写し
  - (3) 自賠責保険証明書の写し
  - (4) 任意保険証券の写し
  - (5) 駐車場の契約書の写し
  - (6) 駐車場から学院までの通学経路図
- 4 許可のある駐車場以外（市立釧路総合病院、春採公園、鶴ヶ岱公園など）には、いかなるときにも駐車しないこと。
- 5 道路交通法の規則を遵守し安全に留意して通学すること。
- 6 車両通学をする場合には、原則他の本学院生を同乗させてはならない。
- 7 道路交通法違反や車両通学規則の違反をした学生、車両通学の届け出の内容と異なる事実が明らかになった学生に対しては、車両通学許可を一時停止するか、または、許可を取り消すこともある。
- 8 車両通学規則に違反した学生は、学則第20条に基づき懲戒処分の対象とする。許可なく車両通学した場合も同様である。
- 9 看護学生であることを常に念頭に置き、看護師国家試験受験の妨げになるような行為はしないこと。（刑罰以上の罰を受けたものに関しては看護師国家試験申請時の書類に明記される部分がある。）
- 10 車両通学を中止し、ほかの通学方法に変更する場合や届け出内容に変更があった場合には、速やかに報告をすること。
- 11 車両通学にかかわるすべての責任は学生本人、並びに保証人（親権者）が追うものとし、本学院では事故・破損・盗難などを含めた一切の責任を負わないものとする。（Willは適応外）

## ◎注意事項

特に実習中は疲労の蓄積がみられます。自分の体調なども考慮し、安全運転に心がけてください。

R8年度4月より変更

**欠 席 届**

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院長 宛

第 学年（学籍番号）  
氏 名

学則第14条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

1. 欠席日時 自 令和 年 月 日 時 分から  
至 令和 年 月 日 時 分まで

2. 欠席日数及び時間数 日 時間

3. 理 由 病欠 事欠 忌引 出停

<記載方法>  
1. 欠席日時については、実際に欠席した日時を記載する  
2. 全日欠席した場合、1日に記載  
1時間の中の3分の1以上欠席した場合は1時間の欠席となる  
3. 理由には、該当するものに○をつけ、その下に詳しい理由を記載する

(注) 病気のため7日以上欠席するときは、医師の診断書を添付すること。

**保 証 人 変 更 届**

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院長 宛

第 学年（学籍番号）  
氏 名

学則第12条第3項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

1. 変更年月日 令和 年 月 日

2. 事 項 の変更  
変更前  
変更後

3. 理 由  
保証人 本 籍  
現 住 所  
職 業  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
本人との続柄

**休 学 願**

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院長 宛

第 学年（学籍番号）  
氏 名

保証人 住 所  
氏 名

保証人 住 所  
氏 名

学則第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 期 間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

2. 理 由

(注) 病気のため休学するときは、医師の診断書を添付すること。

**復 学 願**

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院長 宛

第 学年（学籍番号）  
氏 名  
連帯保証人氏名

学則第16条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 復学の理由

2. 復学年月日 令和 年 月 日

3. 休学期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

第5号様式（学則第17条関係）

**転学願**

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院長 宛

第 学年（学籍番号）  
氏 名

保証人 住 所  
氏 名

保証人 住 所  
氏 名

学則第17条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 転学年月日 令和 年 月 日

2. 転学先

3. 理 由

第6号様式（学則第18条関係）

**退学願**

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院長 宛

第 学年（学籍番号）  
氏 名

保証人 住 所  
氏 名

保証人 住 所  
氏 名

学則第18条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 退学年月日 令和 年 月 日から

2. 理 由

(注) 病気のため退学するときは、医師の診断書を添付すること。

第7号様式（学則施行細則第14条関係）

**許可書**

釧 学 院 第 号  
令和 年 月 日

様

釧路市立高等看護学院  
学院長

令和 年 月 日願出のあった件について、学則施行細則第14条の規定に基づき、下記のとおり許可する。

記

1. 許可事項

2. 許可条件等

第8号様式（学則第21条関係）

**（再・追）試験願**

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院長 宛

第 学年（学籍番号）  
氏 名

学則第21条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 試験科目

2. 担当講師

3. 理 由

**再 実 習 ・ 補 習 実 習 願**

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院長 宛

第 学年（学籍番号）  
氏 名

学則施行細則第18条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 科 目  
2. 実習場所  
3. 理 由

(様式1)

**授業料減免申請書**

令和 年 月 日

釧路市長 宛

(申請者) 学生氏名 \_\_\_\_\_

第 学年 第 期生

住 所 \_\_\_\_\_

下記のとおり授業料の減免を申請いたします。

記

- 1 減免申請授業料 令和 年 月分 ～ 令和 年 月分  
( 全額 ・ 半額 )
- 2 減免申請理由 災害・その他
- 3 理由書 別添理由書のとおり

**既 修 得 単 位 認 定 申 請 書**

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院学院長 宛

入学年度  
学籍番号  
学生氏名

入学前の既修得単位の認定について、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

在籍大学名  
名 称  
学部・学科

在籍期間  
年 月 日入学  
年 月 日卒業

認定希望科目名及び単位数

※ 添付書類  
(1) 卒業証明書  
(2) 成績及び単位修得の証明書

(様式4)

**入学科等徴収猶予申請書**

令和 年 月 日

釧路市長 宛

(申請者) 学生氏名 \_\_\_\_\_

第 学年 第 期生

住 所 \_\_\_\_\_

下記のとおり入学科等の徴収猶予を申請いたします。

記

- 1 徴収猶予申請内容 ( 入学科 ・ 授業料 ・ 入学科及び授業料 )  
授業料対象期間 令和 年 月分 ～ 令和 年 月分  
令和 年 第 期分
- 2 徴収猶予申請期間 令和 年 月 日迄
- 3 猶予申請理由 学則第28条 第 号による

車両通学許可願

年 月 日

釧路市立高等看護学院学院長 宛

第 期生 学籍番号 番

学生氏名

車両通学規則を理解し、道路交通法及び車両通学規則を遵守いたしますので、下記のとおり申請いたします。

現住所	
通学距離 約 km	通学時間 約 分
車両通学希望理由	
必要書類（チェックをして、本許可願と併せて提出すること）	
<input type="checkbox"/> 車検証の写し（自動車） ※使用者名義が本人又は家族名義のこと （原動機付自転車の場合は標識交付証明書の写し）	
<input type="checkbox"/> 自賠責保険証明書の写し ※車両が対象になっていること 年 月 日 ~ 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 任意保険証券の写し ※車両と学生が対象となっていること 年 月 日 ~ 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 免許証の写し 有効期限 年 月 日まで有効	
<input type="checkbox"/> 駐車場の契約書の写し	
<input type="checkbox"/> 自宅から駐車場までの通学経路図 ※経路は、赤線で明示すること	
車種	ナンバー
色	
駐車場住所	
所有者	借用期間

上記の者が定められた「車両通学規則」を守ることに同意し、上記の者の行為により生じた一切の損害は私が補償いたします。

保証人（親権者）氏名

（注）学生、保証人ともそれぞれ自署すること。

報告書

釧路市立高等看護学院学院長 宛

[ 報告事項 ]

[ 報告事項発生日 ] 年 月 日

[ 状況 ]

[ 再発行等の申請 ]

提出日 年 月 日

第 学年 番 氏名

※報告事項発生日、直ちに報告書を提出する  
（物品の破損や紛失、交通事故、インシデントなど）

住所変更届

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院学院長 宛

第 学年  
氏名

私は（ ）の理由により令和 年 月 日  
住所を下記のように変更いたしましたのでお届けします。

新住所・電話番号

旧住所・電話番号

※住所変更時、直ちに届出をする

籍変更届

令和 年 月 日

釧路市立高等看護学院学院長 宛

第 学年  
氏名

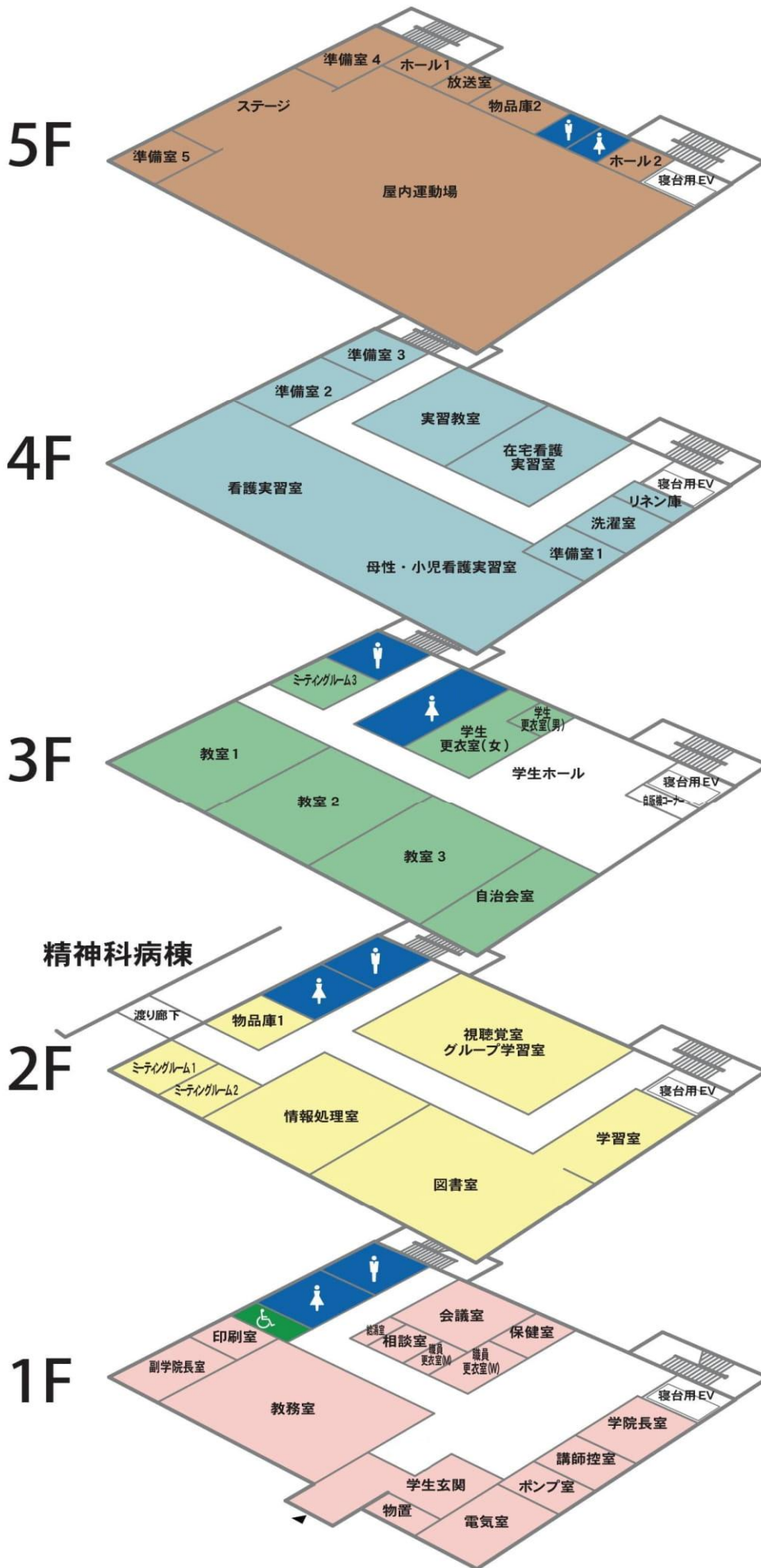
私は（ ）の理由により令和 年 月 日  
籍を下記のように変更いたしましたのでお届けします。

新 { 本籍  
氏名

旧 { 本籍  
氏名

※本籍変更時、直ちに届出をする





釧路市立高等看護学院 フロア案内図